

議案第15号

地方独立行政法人福岡市立病院機構の定款の一部変更について

上記の議案を提出する。

平成30年 2月19日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、地方独立行政法人法の一部改正に伴い、地方独立行政法人福岡市立病院機構の監事の任期を改める等の必要があるため、同法人の定款の一部変更について、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものである。

地方独立行政法人福岡市立病院機構の定款の一部変更について

地方独立行政法人福岡市立病院機構の定款の一部を次のように変更する。

第10条第1項本文中「及び監事」を削り、同項ただし書中「役員」の次に「（監事を除く。）」を加え、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 監事の任期は、任命の日から、その対応する理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。）の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日（法第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日をいう。）までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

第21条第1項及び第2項中「第67条第1項」を「第66条の2第1項」に改める。

附 則

変更後の定款は、平成30年4月1日から施行する。